

ボランティア活動備品購入費等助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるボランティア活動の充実を図るため、ボランティア活動を行う団体に対して必要な備品等の購入又は修繕費用に対して行う助成を共同募金配分金事業として実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、安城市ボランティアセンターに登録され、1年以上の活動実績がある団体（以下「対象団体」という。）とする。

(対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象団体が活動を行うために必要な備品の購入費
- (2) 対象団体が既に使用している備品の修繕又は更新の費用
- (3) その他ボランティアの資質及び福祉の向上に寄与する活動に使用するもので安城市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費の額に10分の9を乗じて得た額とし、限度額は1団体につき15万円以内とする。算定した助成金の額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(申請)

第5条 助成を受けようとする対象団体は、ボランティア活動備品購入費等助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、当該年度の12月末日までに会長に提出するものとする。

- (1) 販売業者の見積書（写し）
- (2) カタログ又は仕様書

(審査及び交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、書類に基づく審査を行い、申請内容を適当と認めたときは助成金の交付決定をするものとする。

2 会長は、助成金の交付決定をしたときは当該対象団体にボランティア活動備品購入費等助成金交付決定通知書（様式2）を交付するものとする。

3 会長は、前項の規定による通知をする場合において、条件を付することができる。

(変更申請及び変更交付決定)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、申請した内容に変更を生じた場合は、遅滞なくボランティア活動備品購入費等助成金申請内容変更届（様式3）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定により変更届が提出された場合は、変更内容を審査したうえで、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、ボランティア活動備品購入費等助成金変更交付決定通知書（様式4）を交付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 交付団体は、交付が決定した場合はボランティア活動備品購入費等助成金請求書（様式5）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の書類が提出された場合は助成金を交付するものとする。

(報告)

第9条 交付団体は、備品を購入したときはボランティア活動備品購入費等助成金使途報告書（様式6）に次に掲げる書類を添付し、購入後1か月以内当までに会長に提出するものとする。

(1) 領収書（原本）

(2) 購入した備品の使用状況が分かる写真

(3) ありがとうメッセージ

(交付決定の取消し)

第10条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成対象事業に関する申請、報告等について不正があったとき。

(2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 第6条第3項に規定する条件に違反したとき。

(4) 第7条第1項又は第8条第1項に規定する書類を提出しなかったとき。

(5) その他会長が取消しに相当する事由があると認めたとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を求めるする。

(共同募金配分金事業の明示)

第11条 交付団体は、本事業により購入した備品等に共同募金配分金事業により購入した旨を明示しなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。